

# 甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画（実施計画）作成業務仕様書

## 1 業務名称

甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画（実施計画）作成業務

## 2 業務目的

甲府市遊亀公園附属動物園は、周辺環境の変化や施設の老朽化が進み、動物の展示効果などからも改善が必要である中、平成31年に100周年を迎えるため、これを契機として、利用者のニーズに沿った整備計画を策定し、公園と動物園を一体的に整備することとした。

再整備にあたっては、都市型動物園の課題への対応とともに、動物の飼育・繁殖などの専門機能の維持・向上に努め、市街地に位置する山梨県内唯一の動物園を併設する公園として、市街地の活性化に寄与できる施設として整備しなければならない。

これらの課題に取り組む上では、立地特性における諸課題を整理する中で、市民が憩いの場として安全・安心に利用できる環境の整備とともに、本市が掲げる重点戦略の一つである「こども最優先のまち」にもつながるよう、子育て環境の充実や子どもたちが貴重な動物の生態などに触れる「環境教育の場」の提供なども極めて重要である。また、動物の飼育環境の改善や、エンリッチメント等を踏まえた展示手法のほか、個別具体的に将来的な飼育・繁殖予測などを行い、持続可能な動物園となるよう検討していく必要がある。

本業務は、こうした諸課題に対応するため、これまで検討してきた甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画素案及び原案や学識経験者の意見等を踏まえ、基本設計や動物舎の仕様に関わる資料等を個別具体的に整理した、甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画（実施計画）を策定するため、必要となる調査・検討、分析、資料作成などの業務を行うものである。

## 3 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

## 4 業務場所

甲府市遊亀公園（公園、附属動物園、第1・第2駐車場）及び第2駐車場隣接地

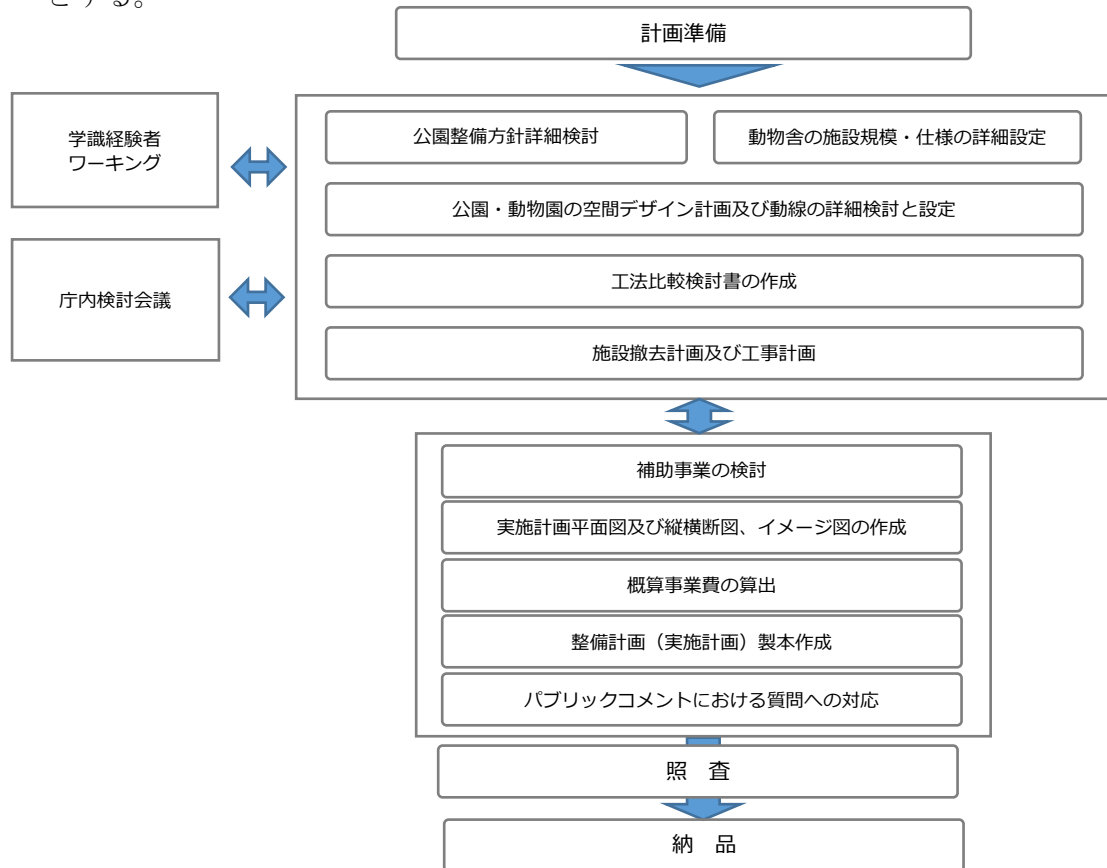
## 5 業務概要

受注者は、国等の補助金制度の活用を視野に入れるとともに、甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画素案及び原案等を踏まえ、次の6～7の業務について、調査・検討する。なお、動物園に関する事項については、特殊性を鑑み学識経験者の助言を受けつつ、専門的な視点から調査・検討することとする。

## 6 業務内容 共通事項

### (1) 業務フロー

業務の業務フローは、次のとおりとし、各会議等と連携して検討作業を行うものとする。



### (2) 主な業務内容

本業務の主な業務内容は、次のとおりとする。

- ①計画準備
- ②公園整備方針の詳細検討
- ③動物管理方針等を踏まえた動物舎の施設規模・仕様の詳細設定
- ④公園・動物園の空間デザイン計画及び動線の詳細検討と設定（全体）
- ⑤工法比較検討書の作成（全体）
- ⑥施設撤去計画及び工事計画（全体）
- ⑦補助事業の検討
- ⑧実施計画平面図及び縦横断面図、イメージ図の作成
- ⑨概算事業費の算出
- ⑩甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画（実施計画）の製本作成
- ⑪庁内検討会議、ワーキング資料作成
- ⑫パブリックコメントにおける質問への対応
- ⑬照査

(3) 計画準備

受注者は、業務の実施にあたり、業務項目及び内容を確認するとともに、工程、実施体制等について計画立案し、業務計画書としてとりまとめ、監督員に提出し承諾を得る。

<貸与資料>

- ・平成27年度 遊亀公園・附属動物園整備計画検討支援業務報告書（素案含む）
- ・平成28年度 測量・ボーリング調査報告書
- ・平成29年度 遊亀公園・附属動物園整備計画（原案）検討業務報告書（市民ワークショップ報告書、学識経験者の意見整理表、動物管理方針及び飼育管理の考え方等）

(4) 学識経験者との連携

本業務は、「甲府市と帝京科学大学との教育普及活動及び研究活動に関する協定」により、学識経験者の知識と見識を得る中で実施する。また、協力を得る学識経験者は発注者が指定する。なお、ヒアリング等に要する費用（謝礼、調査費、旅費等）は、契約金額に含まれるものとし、受注者の負担とする。

(5) ワーキング対応に関する資料等の作成

現動物園関係者及び学識経験者からの意見聴取やアドバイスを受けるため、学識経験者との協議（ワーキング）を4回開催するため、必要な資料を作成する。

(6) 庁内検討会議、資料等の作成

公園整備方針の詳細等や公園・動物園の空間デザイン計画及び動線の検討状況を庁内検討会議に報告するため、明快かつ簡便に資料の体裁をとりまとめること。なお、全体構成については監督員との協議により決定する。

(7) 打合せ協議

定期的に発注者と打合せを行うこととし、発注者の求めに応じた打合せにも柔軟に対応すること。また、業務工程表に基づき進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録を作成し発注者に提出する。なお、協議、打合せ等の経費はすべて受注者の負担とする。

(8) 補助事業の検討

国等の補助金や助成金制度の活用も視野に入れた施設整備を検討するため、制度の概要や採択要件を整理する中で、補助事業の活用を検討する。

(9) 実施計画平面図及び縦横断図、イメージ図の作成

庁内検討用及び住民説明用の資料として、実施計画平面図及び縦横断図を作成するとともに、甲府市遊亀公園及び甲府市遊亀公園附属動物園全体の施設配置図（4案）と、再整備後の姿を示すイメージ図（2カット）程度を作成する。なお、図のアンクル等については、監督員と協議し決定する。

(10) 概算事業費の算出

概算事業費は、工法比較検討及び工事計画、補助金制度の活用等により、施設計画図に変更が生じるため、概算事業費の見直しを必要に応じて行う。単価等は、協議により設定し、必要に応じてメーカー等にヒアリング調査を実施し算出する。

(11) 甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画（実施計画）の製本作成

配布及び市ホームページに掲載するため、本業務において、調査、分析、検討した実施計画に関わる事項を含めて、甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画（実施計画）の製本を20部作成するとともに、概要版を作成する。

(12) パブリックコメントにおける質問への対応

特に、動物の飼育管理等や動物福祉、エンリッチメントの手法などに対する質問等について、専門的な知見に基づき回答補助を行う。

(13) 照査

本業務を実施する上で、業務工程ごとに社内照査を実施しその報告を行う。

## 7 業務内容

(1) 公園整備方針の詳細検討

市民のための交流空間としての機能強化を図る中で、経済的及び技術的、デザイン的な見地などから、導入施設の配置、施設の形状、構造等について詳細な調査・検討を行い、計画を作成する。

ア 確認及び整理

- ・現地詳細調査（敷地境界及び既存物の状況など）
- ・既存施設の利用状況、遊具等の安全領域の確認
- ・既存井戸の揚水量等の確認
- ・市民意見（ワークショップ）の確認
- ・法令や各種設計条件及び設計基準の整理と確認

イ 諸施設の検討及び設定

個々の施設について、位置、規模及び内容を検討し、その基本構造を設定する。

- ・遊亀公園・附属動物園整備計画素案及び原案との整合性の確認
- ・市民意見（ワークショップ）の反映を検討
- ・導入コスト、維持管理、バリアフリー等、経済比較を踏まえた検討
- ・井戸水の活用など、コスト削減策の検討
- ・空間構成・景観・造成等に関する基本方針の詳細検討と設定
- ・施工位置、基本構造、形状寸法、材質、工法を詳細検討し、設計意図を設定

(2) 動物舎の施設規模・仕様の詳細設定

動物管理方針（飼育管理手法、動物の魅力を引き出す飼育管理のあり方の設定）等を踏まえ、動物舎の施設規模・仕様の詳細を設定する。

#### ア 確認及び整理

- ・動物管理方針や飼育管理手法、動物の魅力を引き出す飼育管理のあり方の整理
- ・動物愛護管理法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、動物の飼養保管基準、その他関係法令との整合性の確認
- ・市民意見（ワークショップ）の確認

#### イ 諸施設の検討及び設定

- ・動物種や個体に合せた具体的な仕様を検討・設定
- ・エンリッチメントや動物福祉に関する事項は、学識経験者等や現動物園関係者との協議を踏まえ、検討・設定
- ・動物管理方針（将来撤退する動物種のスペース活用や動物種の変更）を踏まえた構造・仕様の詳細設定
- ・市民意見（ワークショップ）の反映を検討
- ・導入コスト、維持管理、バリアフリー等を踏まえた難易度の検討
- ・井戸水の活用など、コスト削減策の検討
- ・運営時における環境教育プログラムの実施を念頭に、空間構成・景観・造成等に関する事項の詳細検討と設定
- ・施工位置、基本構造、形状寸法、材質、工法を詳細検討し、設計意図を設定

#### (3) 公園・動物園の空間デザイン計画及び動線の詳細検討と設定（全体）

遊亀公園全体の魅力向上を図り、公園及び附属動物園を一体的に整備するため、立地特性や利用特性、公園や動物園の施設内容・機能に応じた多様な景観、植物や水などの自然要素、利用者の快適性、シーン、パノラマなどの景観演出などにより、空間レイアウト・デザイン計画、サイン等を検討。また、運営や維持管理を念頭に管理動線、来園者・利用動線について検討・設定する。

#### (4) 工法比較検討書の作成（全体）

設計に使用する材料・工法の選定において、関係者との協議事項、施工箇所の状況その他関係条件を検討のうえ、工事の難易、経済性、周辺への影響等を考慮する。また、工法決定にいたるまでの検討工法の種類、コスト比較、施工の難易度、周辺への影響等についての検討を行った工法比較検討書を作成する。

#### (5) 施設撤去計画及び工事計画（全体）

遊亀公園及び附属動物園を一体的に整備する事を念頭に、飼育動物の習性や特性、慣らし飼育期間等を考慮し、工事の難易度、経済性、周辺への影響等も併せて検討する中で、効果的で効率的な施設の工事計画を監督員と協議し作成する。

## 8 配置技術者について

本業務における配置技術者については、次の要件を満たすこと。なお、「甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画（実施計画）作成業務」公募型プロポーザル実施要項における参加表明書及び企画提案書等に記載した配置予定の技術者は、病休、死

亡、退職等により甲府市が認める場合を除き、原則として、契約時において変更できない。

(1) 本業務全般にわたり、技術的管理および秩序正しい業務を遂行するため、技術士（建設部門：都市および都市計画）又は RCCM（都市計画および地方計画）又は一級建築士の資格を有する者を、管理・主任技術者として配置すること。

(2) 管理技術者は、国又は地方公共団体が実施した日本動物園水族館協会に加盟している動物園施設、又は都市公園施設の次のいずれかに関わる業務を、管理・総合的立場での履行実績を有すること。

①基本構想業務

②基本設計業務

③実施設計業務

(3) 主任技術者は、国又は地方公共団体が実施した日本動物園水族館協会に加盟している動物園施設、又は都市公園施設の次のいずれかに関わる業務を、業務全体の企画推進者として、業務内容の重要部分を担い、管理技術者を実務面から補佐する立場での履行実績を有すること。

①基本構想業務

②基本設計業務

③実施設計業務

## 9 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、紙及び電子データで提出するものとする。

・公園整備方針の詳細検討報告書	1式
・動物舎の施設規模・仕様の詳細設定報告書	1式
・空間デザイン計画及び動線の詳細設定報告書	1式
・工法比較検討書	1式
・施設撤去計画及び工事計画	1式
・作業報告書	1式
・パース（イメージパース及びアイラインパース）	1式
・庁内検討会議資料	1式
・補助事業の検討	1式
・概算事業費の算出に関わる資料	1式
・遊亀公園・附属動物園整備計画（実施計画）製本	1式
・パブリックコメントにおける対応資料	1式
・報告書概要版	
・電子データ一式	

### ※留意事項

- ・提出媒体は CD-ROM とする。
- ・報告書等は市のホームページ等で公表するため、内容を発注者と協議し提出する。

- ・データは再編集が可能な状態のものとし、修正に制限をかける加工を行わないこと。
- ・電子データについては、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- ・成果品提出後に、不備等が発見された場合、受注者の責において訂正すること。
- ・成果品に参考文献等を引用する際は、著作権侵害等の問題が生じないように、然るべき手続きを踏んだ上で、出典を明示すること。

納入場所：甲府市建設部まち保全室公園緑地課

〒400-0034

山梨県甲府市宝二丁目8番19号

TEL 055-223-6101 FAX 055-233-0511

## 10 その他

- (1) 本業務は、都市計画法、都市公園法、都市緑地法、動物愛護管理法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、動物の飼養保管基準、その他関係法令および通達、甲府市関係法令等に基づき作業を実施しなければならない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、十分な業務遂行能力を有する適正な人員と体制を確保すること。業務の各過程において、発注者と十分な協議を行い、発注者の指示に柔軟に対応すること。
- (3) 測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約締結後10日以内に、変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、登録申請すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、すみやかに発注者と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 本業務における成果品及び著作権など一切の権利は、すべて本市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。
- (6) 本業務にあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。また、ISO/IEC27001 又は JIS Q27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又は JIS Q15001（プライバシーマーク）認証取得の環境に準じて業務を遂行し、情報保護並びに品質保護に努めなければならない。
- (7) 本業務履行中に第三者により受けた又は、与えた損害については、受注者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受注者が負担するものとする。本業務完了後といえども受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに修正やその他必要な作業を、受注者の負担において行うものとする。
- (8) 個人情報の取り扱いについては、特に十分に注意すること。
- (9) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。